

基労保発第0401002号
平成17年4月1日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務室長
(公印省略)

労災年金の適正給付について

労災年金の適正給付については、毎年、「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」（いわゆる留意通達）及び「全国労災補償課長会議」等の機会を捉えて、過誤払いの防止等、的確な事務処理を行うよう指示してきているところであるが、請求書受付時に被災者生年月日等の項目をOCR登録帳票へ転記誤りした事案、厚生年金保険等（以下、「厚年等」という。）の調整誤りにより、数年前まで遡って情報訂正をする事案が依然として多く見受けられるところである。

これらの事案が長期間見過ごされたまま年金が支給されると、多額の回収額や追給額が発生する場合があります、これら行政の瑕疵を原因とする過誤払いは、年金受給者に不安を与え、ひいては行政不信を招くことにもなりかねない。特に回収事案は年金受給者の生活に大きな負担を強いるものであり、本来あってはならないことである。

については、今後の労災年金給付に当たっては、下記事項を十分留意のうえ、事務処理されるようお願いする。

記

1. 被災労働者・遺族年金受給権者の生年月日誤りに係る対応

生年月日誤りによる過誤払いの多くは、支給決定時の決裁において、請求書の内容が正しくOCR登録帳票に転記されているか、OCR登録帳票に記入された内容が、機械入力後、正しく決議書に印書されているか、を確認すれば未然に防げるものであるため、OCR登録帳票や決議書の内容を担当職員が一人で確認するのではなく、必ず複数の者により読上げ照合を徹底すること。

なお、決裁時における確認箇所（チェックシート；別添1参照）を添付したので参考とすること。

特に、署長、課長等の管理職においては、決裁時において、請求書等のデータが正しくOCR登録帳票に転記され、その内容が決議書に出力されているかを十分に確認すること。

2. 厚年等調整誤りに係る対応

厚年等調整誤りの原因としては、一つは、支給決定時に厚年等種別を誤ってデータ登記したことによるもの、もう一つは、途中で厚年等種別が変更されている定期報告が提出されているにもかかわらず、これの確認が行われていないことにより生じているので、支給（変更）決定時の決裁においては、「労災保険業務機械処理事務手引（年金・一時金システム）」の741頁～745頁に「厚年等種別に対応する厚年等基礎年金番号及び年金コード一覧」（別添2参照）が示されているので、ここでの厚年等種別と併給調整の必要の有無を必ず確認すること。

また、定期報告時に生じた過誤払いについては、給付内容の変更・不変更の決裁を行う際に、添付の「厚年等裁定通知書」（別添3参照）等の厚年等基礎年金番号及び年金コードを必ず確認すること。

なお、署長等の管理職においても、労災年金と併給調整が行われる厚年等年金の種類を正しく理解し、過誤払いの未然防止に努めること。

様式第16号の2

労働者災害補償保険

傷病の状態等に関する届

3/9/5/6/0

① 労働保険番号	府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号	負傷又は ③ 発病 年月日	
フリガナ 氏名	(男・女)	④ 療養開始 年月日	
労働者の住所			
⑤ 傷病の名称、部位及び状態	(診断書のとおり。)		
⑥ 厚生年金保険等の受給関係	基礎年金番号	被保険者資格の取得年月日 年 月 日	
当該傷病に関して支給される年金の種類	年金の種類	厚生年金保険法の ① 障害年金 □ 障害厚生年金 国民年金法の ② 障害年金 □ 障害基礎年金 船員保険法の障害年金	
	障害等級	級	
	支給される年金の額	円	
	支給されることとなった年月日	年 月 日	
	基礎年金番号・厚生等の年金証書の年金コード		
所轄社会保険事務所等			
⑦ 添付する書類その他の資料名	診断書		
⑧ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局	金融機関	名称	※ 金融機関店種コード
		預金通帳の記号番号	
	郵便局	フリガナ名称	※ 郵便局コード
		所在地	都道府県 市郡区
	郵便貯金通帳の記号番号	第 号	

上記のとおり届けます。

13年2月15日

大分労働基準監督署長 殿

届出人の

住所 氏名

- 【注意】
- ※白欄には記載しないこと。
 - 記載すべき事項のない欄には斜線を引き、事項を選択する場合には該当のない事項を消すこと。
 - ⑧については、障害補償年金又は傷病年金を受けることとなる場合において、障害補償年金又は傷病年金の払渡しを金融機関から受けることを希望する者については「金融機関」欄に、障害補償年金又は傷病年金の払渡しを郵便局から受けることを希望する者については「郵便局」欄に、それぞれ記載すること。なお、郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であって振替預入によらないときは、「郵便貯金通帳の記号番号」の欄は記載する必要があること。
 - 「届出人の氏名」の欄は、記名押印することによって、自筆による署名をすることができる。

713 215 16-02

X X X X - X X X X X X

X X X X X

X X X X X X X X

3,956,0

遺族補償年金支給請求書 (労働者災害補償保険)

① 労働保険番号
② 年金証書の番号
③ 異常の原因及び発生状況
④ 死亡労働者の氏名
⑤ 死亡年月日
⑥ 平均賃金
⑦ 特別給付の総額(年額)
⑧ 遺族補償年金の種別
⑨ 遺族補償年金の額
⑩ 遺族補償年金の支払日
⑪ 遺族補償年金の支払回数
⑫ 遺族補償年金の支払総額
⑬ 遺族補償年金の支払開始日
⑭ 遺族補償年金の支払終了日
⑮ 遺族補償年金の支払回数
⑯ 遺族補償年金の支払総額
⑰ 遺族補償年金の支払開始日
⑱ 遺族補償年金の支払終了日
⑲ 遺族補償年金の支払回数
⑳ 遺族補償年金の支払総額

⑧の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入して下さい。

3,956,0

717 311 12-00

5/11

X||X||X||X||X||X||X

上記より 遺族補償年金の支給を請求します。
 請求人 申請人の住所
 小田 稔 (代表者) 氏名

特別支給金について口座振込を希望する銀行等の名称
 預金の種別及び口座番号

格式第12号 (表面) 遺族補償年金支給請求書
 労働者災害補償保険 遺族特別支給金
 遺族特別年金 支給申請書

39561

1

4

02

3

02 1 XX XX XX XX

1 0

14

③の死亡労働者の所属事業場名称、所在地欄には、死亡労働者の直接所属する事業場
 が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入して下さい。

① 労働保険番号		② 氏名		③ 年齢又は経年日	
前編	後編	姓	名	年齢又は経年日	年月日
④ 年金証書の番号		⑤ 死亡年月日		⑥ 死亡年月日	
前編	後編	年	月	日	年
⑦ 遺族の氏名及び関係					
⑧ 特別給付の種別(手続)					
⑨ 遺族の氏名及び関係					
⑩ 遺族の氏名及び関係					
⑪ 遺族の氏名及び関係					
⑫ 遺族の氏名及び関係					
⑬ 遺族の氏名及び関係					
⑭ 遺族の氏名及び関係					
⑮ 遺族の氏名及び関係					
⑯ 遺族の氏名及び関係					
⑰ 遺族の氏名及び関係					
⑱ 遺族の氏名及び関係					
⑲ 遺族の氏名及び関係					
⑳ 遺族の氏名及び関係					
㉑ 遺族の氏名及び関係					
㉒ 遺族の氏名及び関係					
㉓ 遺族の氏名及び関係					
㉔ 遺族の氏名及び関係					
㉕ 遺族の氏名及び関係					
㉖ 遺族の氏名及び関係					
㉗ 遺族の氏名及び関係					
㉘ 遺族の氏名及び関係					
㉙ 遺族の氏名及び関係					
㉚ 遺族の氏名及び関係					
㉛ 遺族の氏名及び関係					
㉜ 遺族の氏名及び関係					
㉝ 遺族の氏名及び関係					
㉞ 遺族の氏名及び関係					
㉟ 遺族の氏名及び関係					
㊱ 遺族の氏名及び関係					
㊲ 遺族の氏名及び関係					
㊳ 遺族の氏名及び関係					
㊴ 遺族の氏名及び関係					
㊵ 遺族の氏名及び関係					
㊶ 遺族の氏名及び関係					
㊷ 遺族の氏名及び関係					
㊸ 遺族の氏名及び関係					
㊹ 遺族の氏名及び関係					
㊺ 遺族の氏名及び関係					
㊻ 遺族の氏名及び関係					
㊼ 遺族の氏名及び関係					
㊽ 遺族の氏名及び関係					
㊾ 遺族の氏名及び関係					
㊿ 遺族の氏名及び関係					
㉑ 遺族の氏名及び関係					
㉒ 遺族の氏名及び関係					
㉓ 遺族の氏名及び関係					
㉔ 遺族の氏名及び関係					
㉕ 遺族の氏名及び関係					
㉖ 遺族の氏名及び関係					
㉗ 遺族の氏名及び関係					
㉘ 遺族の氏名及び関係					
㉙ 遺族の氏名及び関係					
㉚ 遺族の氏名及び関係					
㉛ 遺族の氏名及び関係					
㉜ 遺族の氏名及び関係					
㉝ 遺族の氏名及び関係					
㉞ 遺族の氏名及び関係					
㉟ 遺族の氏名及び関係					
㊱ 遺族の氏名及び関係					
㊲ 遺族の氏名及び関係					
㊳ 遺族の氏名及び関係					
㊴ 遺族の氏名及び関係					
㊵ 遺族の氏名及び関係					
㊶ 遺族の氏名及び関係					
㊷ 遺族の氏名及び関係					
㊸ 遺族の氏名及び関係					
㊹ 遺族の氏名及び関係					
㊺ 遺族の氏名及び関係					
㊻ 遺族の氏名及び関係					
㊼ 遺族の氏名及び関係					
㊽ 遺族の氏名及び関係					
㊾ 遺族の氏名及び関係					
㊿ 遺族の氏名及び関係					
㉑ 遺族の氏名及び関係					
㉒ 遺族の氏名及び関係					
㉓ 遺族の氏名及び関係					
㉔ 遺族の氏名及び関係					
㉕ 遺族の氏名及び関係					
㉖ 遺族の氏名及び関係					
㉗ 遺族の氏名及び関係					
㉘ 遺族の氏名及び関係					
㉙ 遺族の氏名及び関係					
㉚ 遺族の氏名及び関係					
㉛ 遺族の氏名及び関係					
㉜ 遺族の氏名及び関係					
㉝ 遺族の氏名及び関係					
㉞ 遺族の氏名及び関係					
㉟ 遺族の氏名及び関係					
㊱ 遺族の氏名及び関係					
㊲ 遺族の氏名及び関係					
㊳ 遺族の氏名及び関係					
㊴ 遺族の氏名及び関係					
㊵ 遺族の氏名及び関係					
㊶ 遺族の氏名及び関係					
㊷ 遺族の氏名及び関係					
㊸ 遺族の氏名及び関係					
㊹ 遺族の氏名及び関係					
㊺ 遺族の氏名及び関係					
㊻ 遺族の氏名及び関係					
㊼ 遺族の氏名及び関係					
㊽ 遺族の氏名及び関係					
㊾ 遺族の氏名及び関係					
㊿ 遺族の氏名及び関係					
㉑ 遺族の氏名及び関係					
㉒ 遺族の氏名及び関係					
㉓ 遺族の氏名及び関係					
㉔ 遺族の氏名及び関係					
㉕ 遺族の氏名及び関係					
㉖ 遺族の氏名及び関係					
㉗ 遺族の氏名及び関係					
㉘ 遺族の氏名及び関係					
㉙ 遺族の氏名及び関係					
㉚ 遺族の氏名及び関係					
㉛ 遺族の氏名及び関係					
㉜ 遺族の氏名及び関係					
㉝ 遺族の氏名及び関係					
㉞ 遺族の氏名及び関係					
㉟ 遺族の氏名及び関係					
㊱ 遺族の氏名及び関係					
㊲ 遺族の氏名及び関係					
㊳ 遺族の氏名及び関係					
㊴ 遺族の氏名及び関係					
㊵ 遺族の氏名及び関係					
㊶ 遺族の氏名及び関係					
㊷ 遺族の氏名及び関係					
㊸ 遺族の氏名及び関係					
㊹ 遺族の氏名及び関係					
㊺ 遺族の氏名及び関係					
㊻ 遺族の氏名及び関係					
㊼ 遺族の氏名及び関係					
㊽ 遺族の氏名及び関係					
㊾ 遺族の氏名及び関係					
㊿ 遺族の氏名及び関係					

上記より 遺族補償年金の支給を請求します。
 遺族特別支給金の支給を申請します。
 73年 月 日

申請人 小田 氏

特別支給金について口座振込を希望する銀行等の名称 預金の種別及び口座番号

銀行・金庫 本店 支店

厚年等種別に対応する厚年等基礎年金番号及び年金コード一覧

1. 障害年金関係

区分	種類	種別	基礎年金番号		年金コード		厚年等種別	備考
			課所符号	一連番号	種別	区分		
新厚国	新厚生年金保険	障害厚生年金			13	50	2	
	新国民年金	障害基礎年金						
新厚年	新厚生年金保険	障害厚生年金	0000	000000			4	
新国年	新国民年金	障害基礎年金			53		—	
							6	
旧厚年	旧厚生年金保険	障害年金	0000	000000	03	30	1	
旧船員	旧船員保険	障害年金	0000	000000	03	40	3	
旧国年	旧国民年金	(旧国年) 障害年金	0000	000000	06	20	5	

2. 遺族年金関係

区分	種類	種別	基礎年金番号		年金コード		厚年等種別	備考
			課所符号	一連番号	種別	区分		
新厚年	新厚生年金保険 新国民年金	遺族厚生年金 遺族基礎年金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	14	5〇	2	
		遺族厚生年金 (新) 寡婦年金						
新厚年	新厚生年金保険	遺族厚生年金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇			4	
新国年	新国民年金	遺族基礎年金			64		—	
		(新) 寡婦年金			59		6	
旧厚年	旧厚生年金保険	遺族年金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	04	3〇	1	
旧船員	旧船員保険	遺族年金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	04	4〇	3	
旧国年	旧国民年金	(旧国年) 母子年金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	07	2〇	5	
		(旧国年) 準母子年金			08			
		(旧国年) 寡婦年金			09			
		(旧国年) 遺児年金			10			

3. 老齡年金等

区分	種類	種別	基礎年金番号		年金コード		厚年等種別	備考
			課所符号	一連番号	種別	区分		
新厚年	新厚生年金保険 ・ 新国民年金	老齡厚生年金 ・ 老齡基礎年金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	11	5〇	— (老齡年金選択)	労災年金との調整は行わない
		特別支給 老齡厚生年金 ・ 老齡基礎年金						
		老齡年金			19			
		特別老齡年金			18			
		老齡年金			01			
旧厚年	旧厚生年金保険	老齡年金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	01	3〇	— (老齡年金選択)	労災年金との調整は行わない
		通算老齡年金			02			
		特例老齡年金			08			
旧船員	旧船員保険	老齡年金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	01	4〇	— (老齡年金選択)	労災年金との調整は行わない
		通算老齡年金			02			
		特例老齡年金			08			
旧国年	旧国民年金	老齡年金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	01 ～ 04	2〇	— (老齡年金選択)	労災年金との調整は行わない
		通算老齡年金			05			

4. その他の年金関係

区分	種類	種別	基礎年金番号		年金コード		厚年等種別	備考
			課所符号	一連番号	種別	区分		
新厚国	新厚生年金保険 ・ 新国民年金	特例遺族年金	0000	000000	24	50	- 入力 の 必要なし (注) ↓ 労災年金と の調整は行 わない	経過措置
		障害基礎年金 (20歳前障害 に基づく障害 基礎年金)			63			国民年金法第 30条の4の規 定による障害 基礎年金
		障害基礎年金 (裁定替障害 福祉年金)			26			旧 障害福祉年金
		遺族基礎年金 (裁定替母子 福祉年金)			27			旧 母子福祉年金
		遺族基礎年金 (裁定替準母 子福祉年金)			28			旧 準母子 福祉年金
		(船員) 職務上障害年 金			33			船員保険から の移行分
		(船員) 職務上遺族年 金			34			
旧厚年	旧厚生年金保険	通算遺族年金	0000	000000	09	30	- 入力 の 必要なし (注) ↓ 労災年金と の調整は行 わない	経過措置
		特例遺族年金			10			旧種別
		寡婦年金			05			
		かん夫年金			06			
		遺児年金			07			
旧船員	旧船員保険	通算遺族年金	0000	000000	09	40	↓ 労災年金と の調整は行 わない	経過措置
		寡婦年金			05			旧種別
		養老年金			06			
		遺児年金			07			

(注) 新規支給決定あるいは最初の履歴から入力する場合において、「厚年調整コード」欄は「不支給・不該当」のコード「3」で入力すること。

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 遺族 年金証書の記号番号 _____ 年金コード 145△

受給権者の氏名 ○△□×

受給権者の生年月日 _____ 年 月 日 受給権を取得した年月 平成 _____ 年 月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 社会保険庁長官 ○ ○ ○ ○



厚生年金保険裁定通知書

遺族 厚生年金 該当条文 厚生年金保険法 01 第 58 条の

被保険者期間計 (厚年戦時加算) (給保戦時加算) 旧今期間 沖積免除期間
313 月 0.0 月 0.0 月 0 月 0 月

支給開始年	年金額 (円)	繰下げによる加算額 (円)	支給停止額 (円)	支払年金額 (円)
5. 1	1,072,600		544,000	528,600

被保険者の種別 実期間(月) 平均標準報酬月額(円) 加給年金額対象者
1・2・3・4種 313 275,718

基金1・2・3種
昭和61年3月までの3種
平成3年3月までの3種
昭和61年3月までの基金3種
平成3年3月までの基金3種

(配偶者 -)
(区分)
子 人
遺族加算区分 2

停止事由 停止期間 年 月から 年 月まで

国民年金裁定通知書

遺族 基礎年金 該当条文 国民年金法 01 第 37 条の

支給開始年	年金額 (円)	繰下げによる加算額 (円)	繰上げによる減算額 (円)	支給停止額 (円)	支払年金額 (円)
5. 1	934,400			0	934,400

国民年金の保険料納付済期間等計

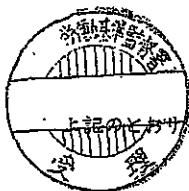
納付 0 月 免除 0 月

(第1号・第3号の保険料納付済期間等)
納付 0 月
免除 0 月
付加 0 月
第2号の保険料納付済期間
厚生年金保険 0 月
共済組合 0 月

加算額対象者 子 1人

停止事由 停止期間 年 月から 年 月まで

障害の等級 級 号 診断書の種類 _____ 次回診断書提出年月 年 月
年金手帳の記号番号 厚生年金保険 _____ 国民年金 (給付)



上記のとおり決定されましたので通知します。

殿 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

社会保険事務所長



(注意)

厚年等の「年金の種類」が「遺族年金」であり、年金証書番号の「年金コード」が「145△(△は枝番号)」の年金については、

- A及びBの欄に「支払年金額」が記入されている場合は、受給者に18歳未満の子供がいると考えられるため、「厚年等種別」は「新厚国」と入力すること。
- また、Aの欄のみに「支払年金額」が記入されている場合は、「厚年等種別」は「新厚年」で入力すること。